

平成 30 年度滋賀県環境審議会環境企画部会（第 4 回）概要

- 1 開催日時 平成 30 年（2018 年）11 月 5 日（月） 13 時 30 分から 15 時 30 分
- 2 開催場所 滋賀県庁北新館 5 B 会議室（大津市京町四丁目 1 番 1 号）
- 3 出席委員 鵜飼委員、潁川委員、大塚委員、金谷委員、河本委員（代理）、菊池委員、清水委員、竹内委員、辻委員、東野委員、中野委員、仁連委員、前畑委員、山田委員、吉積委員（以上 15 名）
- 4 議事
 - （1）環境への配慮のための指針の改定について
 - （2）第四次滋賀県環境総合計画の進行管理について

【配布資料】

- 資料 1 滋賀県環境審議会環境企画部会委員名簿、配席図
- 資料 2 - 1 環境への配慮のための指針の改定について
- 資料 2 - 2 環境への配慮のための指針（第三版）（素案）
- 資料 3 「滋賀の環境2018（平成30年版環境白書）」原稿案
- 参考資料 環境への配慮のための指針（第二版）

5 議事概要

（1）環境への配慮のための指針の改定について

事務局から資料 2 - 1、2 - 2 に基づき説明。

委員

この指針の企業や家庭への周知の方法は？

事務局

滋賀県ホームページへ掲載するほか、開発関係の協議の際に事業者へ抜粋したものをお伝えしている。

部会長

指針が県民に活用されないと意味がないので、指針の活用についても併せて考えていただきたい。

委員

資料 2 - 2 の 11 ページに ISO14001 やエコアクション 21 についての記載があるが、こういった環境マネジメントシステムの導入を促すインセンティブとなるような県としての取組、考え方が

あれば教えていただきたい。

事務局

具体的な取組はないが、カウンセラー協会等と引き続き協力をしていきたい。

委員

同じページに「NPO、ボランティア等に対して積極的に支援」と記載されているが、具体的な取組があるのか。

事務局

具体的な取組はないが、ここに記載することで、ひとつのきっかけになればと考えている。

委員

環境マネジメントシステムの導入のための県としての取組については、県の物品調達において、ISO14001 やエコアクション 21、KES の取得者は環境配慮事業者として認められ、グリーン入札に参加できることとなっており、これにより、県が企業の取組を後押しすることになっている。物品調達だけにとどまらず、その他の県の調達にもこの取組を広げていただきたい。さらに、県内の事業者もできるだけ環境配慮行動をしている事業者から物を買うといった行動が広がっていくような啓発ができないかと思っている。

委員

資料2-2の1ページの「はじめに」の「SDGs」については、注釈をつけた方がよいのではないか。

同じページの「構成」のところ、「日常生活」、「事業活動」、「開発行為」の3つに分けられているが、開発行為は広く言うと事業活動の一部であり、開発行為についての具体的な説明があった方がわかりやすいと思う。

8ページにストロー等の使い捨てプラスチックについて記載があるが、16ページの飲食・旅館業のところにも記載した方がよいのではないか。

17ページに関連して、大規模小売店舗の立地を想定したことも記載した方がよいのではないか。大規模小売店舗の立地の際には、納入に伴う早朝時の騒音が大きな問題となっている。

事務局

1点目については、SDGsについての追記を検討する。

2点目については、事業活動と開発行為をどう切り分けるかについて再度考えたい。

3点目については、16ページにも追記する。

4点目については、大規模小売店舗の騒音問題についても読み取れるように表現を工夫したい。

委員

SDGsについては、説明を読んだだけでは理解が難しいが、SDGsのカードゲームをすることにより、実感が湧いてくる。このような学習の機会を事業活動や開発行為に関わっている関係の

方々に推奨していただきたい。

滋賀県のホームページでこの指針を探したが、なかなかたどり着けなかった。地球温暖化についてはこのような小学生向けの冊子があり、指針をこの中に組み入れ、広報と一緒に家庭に配布したらよいのではないかと。

委員

資料2-2の10ページの「こどもエコクラブ」について、親も子どもと一緒に関われる、親子でエコ活動できるといったことを追記していただきたい。

9ページの「びわ湖の日」について、とても暑いびわ活期間だけでなく、四季を通じて小さな活動をすることも表現できたらよいと思う。

委員

環境への心づかいが細かすぎると思うが、これらをクリアすることでどういう効果があるのかを具体的に示した方がよいと思う。

委員

資料2-1に「「いかに環境への負荷を抑制するか」という視点から「いかに環境に適切に関わるか」というより広い視点への転換」と記載されているが、本文では、「いかに環境に適切に関わるか」の視点が見えてこない。

部会長

資料2-2の16ページに、地産地消のことや自然と触れ合う観光を促進することが記載されているが、これは以前から記載されていた。視点を転換したので、例えば、建設業で県産材を利用するとか、製造業で地元のものを使うとかを新たに記載すればよい。また、8ページのところで「森林に関する活動に参加する」と以前から記載されているが、活動について具体的に記載（例：里山保全に関わる、山で子どもたちが遊べる環境をつくる）することにより、「いかに環境に適切に関わるか」の視点が見えてくると思う。

事務局

ご指摘を踏まえ、具体的な事例を追記したい。

委員

この指針の位置づけを整理し、活用方法を考えなければいけない。活用方法を考えると、日常生活と事業活動、開発行為はかなり違うので、分けた方がよいのではないかと。

委員

資料2-2の5ページに、家屋（今など）での電気機器の適切な使用について記載があるが、室内での熱中症が問題となっており、本文に健康配慮の一文を入れていただきたい。

環境影響評価（アセス）について、事業者だけでなく一般にも広めることができるように、わかりやすい表現で記載をお願いしたい。

委員

資料2-2の18ページに、地域住民（環境コミュニケーション）への心づかいについて記載があるが、企業が地域住民に対して説明をするといった明確なルールがない。こうしたルールをつくるといった考えはないのか。

事務局

大きな事業については、環境影響評価制度の中で担保されているものがある。小さな事業についても、開発時の協議が環境部局にも来るので、この時に事業者へは環境への配慮についてお伝えしている。また、市町単位で住民とのコミュニケーションを行っている。

部会長

今回出た意見を踏まえて、事務局に修正をお願いする。

指針の活用についても、事務局に検討をお願いする。

（2）第四次滋賀県環境総合計画の進行管理について

事務局から資料2-1、2-2に基づき説明。

委員

近年多発している地震や集中豪雨についての環境リスク対策について、記載されているのか。

事務局

県の対応としては、昨年度の台風によって工場が水没し、そこから油が流出する事故があったことを契機として、気候変動を踏まえて工場のリスク管理を徹底するよう注意喚起をしたことを記載している。

委員

資料3の6ページ、「基本目標の現状評価」を「基本目標の達成状況の現状評価」にした方がよい。また、「現状評価」の欄に「現況」と「課題」とされているが、「現状」と「現況」を統一した方がよい。「現況」あるいは「現状」には、事実としての現状と実施した取組、評価が混ざって記載されている。

各章の冒頭の「現況」の欄には、「現況」と「実施した取組」を分けて記載した方が、わかりやすい。

事務局

ご指摘の点は、これまでの議論の結果、このような表現となっている。第五次計画の進行管理においては、改めて検討していきたい。

委員

第6章の環境リスクについては、おおむね私たちの生活に支障がない状態になっているというところに結論があると思うので、県としては第3章の「在来魚介類のにぎわい復活」の方が重要

と認識しているということか。

事務局

琵琶湖については、生態系についての問題意識がより見えてきたと考えている。

委員

在来魚介類のにぎわいについては、琵琶湖の水質管理の大転換なので、住民への周知を丁寧に行っていただきたい。

委員

第6章の環境リスクは、昔の公害対策基本法、環境基本法の中での話での環境リスクを意味しており、土砂崩れや洪水はこの範疇でないと思う。一方で、国交省では下水道と河川を併せて洪水排除を考える審議会が立ち上がっているので、将来、環境リスクと洪水が融合することになるかもしれない。

計画の進行管理について、将来像がどこまで達成されたかというのが一番重要なところなので、第五期計画では、細かく分けた進行管理を積み上げていく作業が必要であると思う。

委員

巻末資料に各事業の評価が A や B で記載されているが、このことを本文にも記載すべきではないか。

事務局

巻末資料は県の基本構想の評価であり、環境総合計画では各分野別計画における評価を基に定性的な評価をしている。

部会長

巻末資料の評価の A、B、N の説明がない。

事務局

説明を追記する。

委員

毎年度発行されている「滋賀の環境」は何部印刷して、何部配布されているのか。

事務局

6,000 部印刷して、4,500～5,000 部配布している。

委員

ひとつの文章が長すぎて読みにくい。また行間をもう少し空けて欲しい。

委員

じっくり読んでもらいたいものはゴシック体、速読してほしいものは明朝体にするとよい。字体を使い分けると、もう少し読みやすくなる。

事務局

印刷業者において校正を行うので、完成品の字体は読みやすいものとする。

委員

要約版や英語版は出されるのか。

事務局

過去には要約版や英語版も出していたが、現在は無い。

委員

第8章に記載されている、県がどのような体制で自分たちの経営を行うかは重要なことである。ここに記載されている「生物環境アドバイザー制度」はどのようなものか。また、これは資料3の8ページの「みずすまし・生物アドバイザー研修」と同じ制度か。

事務局

生物環境アドバイザー制度とは、河川整備等の公共事業を実施する際、生物環境アドバイザーの先生方に希少な生物のことや工法への配慮等について意見をいただき、施工を行うという内部の制度。この制度は土木交通部の管理課が所管であり、8ページの方は農政水産部の農村振興課の所管。

委員

巻末資料①の事業の進捗状況について、累計の数値とそうでない数値の見分けがつかないようにわかりやすく記載していただきたい。

委員

環境部局だけでなく、各部局がSDGsに向けた目標を出していただけたら、滋賀県全体の方向性のつながりが見えてくると思う。

事務局

県庁全体の中で、SDGsの視点を取り入れる話がある。

部会長

今回出た御意見を踏まえて、事務局に修正をお願いする。

(3) その他

委員

議題(1)について、「広い視点への転換」とあるが、転換ではなく「広い視点への拡大」ではないか。

委員

「転換」という言葉が使われたことは、評価している。環境に適切に関わるというのは、人がコントロールできないものも含まれるという理解で、東洋的・日本的な考えを取り入れられたと思っている。

事務局

人口減少の中、いかに環境に関わりつつ生態系を維持していくかについて、視点を変えていかなくてはならないということで、「転換」という言葉を使った。

部会長

視点としては、転換だが、以前の指針を下敷きにして、それを修正しているので、指針ではうまく表現しきれていないと思うので、修正していこう。

(以上)